

公立大学法人京都市立芸術大学施設整備基金規程

(平成28年6月22日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学が設置する京都市立芸術大学施設整備基金(以下「基金」という。)の運営管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 基金は、公立大学法人京都市立芸術大学において行う施設整備に関する事業の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 基金は、寄附金及びその運用による果実をもって構成する。

(対象事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

- (1) 施設移転に関する事業
- (2) 教育研究設備の充実及び維持管理に関する事業
- (3) キャンパスの環境整備及び美化に関する事業
- (4) その他基金の目的達成に必要な事業

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は、基金の元金及び基金の運用益をもって充てる。

(運用)

第6条 基金の運用は、地方独立行政法人法第43条各号に規定する範囲内の方法により、安全かつ効果的な運用を行うものとする。

(寄附金の受入れ)

第7条 基金に対する寄附金の受入れは、公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程に定めるところによる。

(事務所管)

第8条 基金に関する事務は、事務局が所管する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。